

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
全体について	<p>○複雑で細か過ぎる。判り易くポイントを絞った方がよい。</p> <p>○県民全体に対するPR活動の具体策を明示されたい。</p> <p>○もっと簡単な説明文を作成し、子供にもわかってもらえるような説明をすれば、子供も興味がわく。</p> <p>○基本条例違反には罰則規定があった方がよい。</p>	<p>○この条例は、持続可能な森林づくりに必要な基本的方向性を定めるのが目的です。そのため、森林・林業の全体の施策を定めることが必要で、どうしても網羅的な印象となってしまいます。</p> <p>○なお、青少年を含めた広く県民の皆様に内容を理解してもらえよう、条例を判りやすくまとめたPR解説版の作成、ホームページ等を利用したPR普及を行っていきます。</p>
	<p>○里山保全や沿道修景などは一般県民の立場で、森林づくり活動に取り組もうとしても、制約、維持管理の人手不足等の問題があるので、行政の前向きな対応を望む。</p>	<p>○この条例は、県民協働により、持続可能な森林づくりを進めるための基本的な考え方と施策の方向性を示すもので、規制や制限を設けるものではないため、この条例に罰則規定を設けることは考えていません。</p>
	<p>○森林を次世代に活かし続けるために、県がいち早く取り組んでいただいたことに感謝。森林づくりの日本一を目指し施策のご努力を願う。</p> <p>○基本条例はその内訳は全て充実しており、賛同する。力強く推進してほしい。</p> <p>○立派な基本条例案が作成されたことに心から関係者各位に敬意を表す。早急な実施を望む。</p> <p>○森林の大切なことは、誰しもが、認識している。この大切な森林の保全と森林づくりのため、条例制定に賛成する。</p> <p>○何とかこの基本条例を徹底して頂きたく希望します。</p> <p>○林業に関係する人々だけでなく、県民全体からの意見が出されて出来たこの「岐阜県森林づくり基本条例案」が実現できれば、林業は地域社会全体に広まり素晴らしいことだと思う。</p> <p>○この度の基本条例は私共にとっても大変ありがたい方向性を打出して頂いた。疲弊している山林業者にとって、やる気呼び起こす起爆剤となってくれる事を願う。</p> <p>○全国有数の森林県である岐阜県に森林づくりの基本条例は必須であり、遅きに失する感がするが、賛成します。</p> <p>○条例を制定して、「森林づくりに積極的に取り組もうとしていることに全面的に賛意を表明する。</p>	<p>○様々な多面的機能を有する森林は、県民のかけがえのない財産であり、大切な資源であるという認識の下で、県民の皆さんと一体となって、森林づくりを持続的に推進していくよう、施策の充実にも努めていきますので、皆様の一層のご協力をお願いします。</p>
	<p>○山林に対して前更作業や択伐施業等伐採制約が課せられるものと考えられるが、所有権に対してそれに見合う財政支援策があってしかるべき。</p>	<p>○この条例は、持続可能な森林づくりのために、県、市町村、森林所有者、県民などが担っていただきたい役割を定めるものであり、法的な規制や制限をかけるものではありません。</p> <p>○財政支援については、造林や保育、効率的な森林施業に対して、各種の助言、支援を行っていきます。</p>
	<p>○条例の名称は「岐阜県森林づくり条例」として一本に統一し、細部まで規定した方がよい。 (この条例案では方向性のみの列挙に過ぎず、予算を取るためだけの条例と受け取られかねない。)</p> <p>○総論より、もう少し各論が見えるようにしていただきたい。</p> <p>○条例を一読すれば、県民の役割分担及び具体的な活動が理解できるような表現で定められたい。また、県の施策も県民が具体的に理解できるような表現で定められたい。</p> <p>○県民にわかりやすい現実的具體策を多く盛り込むべき</p> <p>○条例の名前が長くて覚えにくい。→条例名のアイデア ・岐阜県モリモリ(森守)条例、・WeLove森林条例、・みどりいっぱい条例、・森林保護条例、・森山条例、・みどりをつくる条例、・モリモリ森条例、・森林モリモリ条例、・GreenUp!!条例、・Make up Tree!!条例、・自然づくり条例、・森林守り隊条例、・森をつくろう条例 等</p> <p>○スローガンを作ったらどうか。例:「豊かな国土は森林から、”みんなの力で森作り”」</p> <p>○「岐阜県民は森林県であることに誇りを持つよう」と呼びかければ十分。</p>	<p>○県民の皆様で構成される「森の国・木の国協議会議」でご議論いただいた結果、岐阜県の森林づくりの方向性や基本的施策を定める条例を作るのが第一であるという提言をいただき、基本条例として制定することとし、名称を「岐阜県森林づくり基本条例」としました。</p> <p>○条例に盛り込めなかったご意見については、条例に基づき策定することとなる森林づくりに関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)や具体的施策を検討する中で参考とさせていただきます。</p> <p>○また、必要に応じて、個別事項についての取り扱いを規定する新たな条例の制定についても検討していきます。</p>
	<p>○むやみに山に手を加えるべきではない。自然の治癒能力は強く、手入れ不足の人工林も人が手を加えなければ長い年月を経て元の正常な状態に戻っていく。 私の考える森林づくりは、林道や治山事業含め開発はしない、木は切らない、木は植えない、手入れはしない、人は入らない。もし、災害を恐れるなら暮す場所を変える。林業に携っているのなら生活を変える。そうすれば100年後、豊かな森が出来上がる。</p>	<p>○私達は森林からもたらされる数々の恵みを享受しながら、発展を遂げられました。私達にとって、潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれる森林は、無くてはならない存在であり、人と森林が良好な関係を築いていくことが重要であると考えます。</p> <p>○森林には、「環境材」として私達の安全・安心・快適な暮らしを守る、「経済材」として環境に優しい木材などの資源を生産するという働きがあり、これを将来にわたり維持・発揮していくためには、人が何らかの形で関わり手を加えることも必要となります。</p>

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
全体について	○森林の果たす役割の中に、地球環境の保全が加わり、森林は公共財・環境材だという位置づけがなされた現在、公費投入は当然に是認される。木材は、森林所有者への地代の一部と考えるのが当然で、その費用は疲弊しつつある山村の振興に寄与し、結果的に木材資源の活用にもつながる。	○森林には「環境財」としての働きと「経済財」としての働きの両面があり、持続可能な森林づくり実現のためには、「環境財」としての森林が健全であること、「経済財」としての森林について森林資源の循環利用が行われていることの両方が必要であると考えます。 ○県では、条例案の「健全で豊かな森林づくり」「林業及び木材産業の振興」「人づくり、仕組みづくり」の施策の3つの方向性に沿って、必要な支援を行っていきます。
	○中山間地域の定住促進と集落維持の視点が無い。「基本計画」「施策」において、具体的な記述を求める。	○条例案の施策の方向性の1つである「林業及び木材産業の振興」が中山間地域の定住促進に繋がると考えています。さらに、都市と農山村との交流の促進を図っていくこととしており、具体的施策については、基本計画で検討していきます。
条例制定の背景（前文）	○条例制定の背景に「景観の喪失」を追加してはどうか。	○「美しい景観の喪失」を加えることとし、条例案の「前文」に盛り込みました。
	○条例制定の背景について、林業経済の回復を主目的にしている様に見えるが、荒廃した森林を作らないためには、本来森のあるべき姿に到達するための計画と、それが実践しやすいルールを作るべき。 地域や県民といった狭義の受益者を主な対象とするのではなく、山林の公益性を主とし、森林環境の保全を前面に出して多くの人の賛同を得られる論理で森づくりをしないと、負担を求めることも難しい。経済環境の変動に大きく左右される森づくりは正しくない。 『持続可能な・・・』の意味は、豊かな森の存続という意味か、経済活動の存続という意味か？森の存続という意味ならば可	○森林には「環境財」としての働きと「経済財」としての働きの両面があり、持続可能な森林づくり実現のためには、「環境財」としての森林が健全であること、「経済財」としての森林について森林資源の循環利用が行われていることの両方が必要であると考えています。 ○「持続可能な森林づくり」とは、森林の保全と資源の循環利用により、健全で豊かな森林と経済活動の両方が継続することを意味します。
	○条例制定の背景として、森林の重要性に「多面的機能性」「水源のかん養」を加えたらどうか。	○「水源のかん養」は、森林の持つ重要な機能であることから、「災害の防止」の機能と併せて、条例案の前文に盛り込みました。
	○「・・・いくためには、県、市町村、県民等・・・」を「・・・いくためには、県、市町村、学界、産業界、県民等・・・」とされてはどうか。	○「県民等」の中に学界、産業界その他多くの役割を担っている方を含めております。なお、学界、産業界との連携は、重要であることから、「大学等の研究機関、事業者との連携」について条例案に盛り込みました。
	○森林・林業の現状を知らない人には条例の目的の背景がイメージしにくいのでは。市民にむけて、もっと日本の森林の背景や問題点をよく理解できるように内容を盛り込む必要がある。	○森林・林業の現状については、条例案の前文にできるだけ記載するよう努めました。更に詳細なことについては条例PR・解説版などを作成したり、ホームページ等を利用して普及PRを行っていきます。
	○条例制定の背景に「日本の外材依存による海外での森林荒廃や違法伐採」についての文言を盛り込んではどうか	○ご意見の趣旨を反映し、「市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大していること、「温暖化防止など、地球規模の環境対策」が求められていることを条例案の前文に盛り込みました。
	○県民全てが森林と人間生命の関わりへの再認識が必要。	○条例案の前文の中で、森林と人との関わりについて述べるとともに、県として、県民の皆さんに森林づくりに関する理解を深めていただけるよう、森林づくりに関する県民運動を推進します。
基本理念	○森林が持つ保水能力、良質な飲料水の供給源であることの重要性を強調する。	○条例案の基本理念の中に、「豊かな水を生み出す源となっていること」を盛り込みました。
	○「環境保全など社会的課題として、県民と共に改善していく(意識改革PR)」ことを積極的に進めることが重要。	○条例案の基本理念の中に、「森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり仕組みづくりを推進すること」を盛り込んでおり、そのために基本的施策として、県民が森林づくりに関する理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進などを図っていくこととしています。
役割分担全体	○県民の活動を過大に期待する姿勢を示すことで、行政、森林関係者の責任をカモフラージュしてはならない。 ○森林づくりのための役割分担について、県以外の団体等に対し、期待しすぎてはいないか。彼等にこのような役割を分担させ、実行を確保することは絵空事に近いと思うが。	○県の「責務」を明確に位置付けるとともに、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森づくり活動団体、県民に担っていただきたい役割を定めるものです。この条例において、県は、豊かな環境と暮らしを守り、活力ある地域社会を実現するため、森林づくりに関する基本的施策を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進するという一番重い責務を負います。
役割分担県	○岐阜県の森林面積の2割近くは国有林。産業と文化上大切だが、なんら触れてない。一般県民には国有林も民有林もない。こういう条例では、大いに国有林の協力を仰ぐべき。	○県の責務として、国の協力が得られるよう連携を図っていきます。
	○具体的な施策の実行にあたっては、県、市町村境を超えた上下流との有機的連携を希望します。	○県は、「県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする」ことを条例案に盛り込みました。
	○下流域、大都市圏への貢献について、県としての自覚・誇りが感じ取れない。自治体の存在意義をもう一度確かめて、条例制定に向け、意見交換を深めてほしい。	
	○県境を越えて河川単位の積極的な住民参加体制への仕掛け、助長に関することを具体的に記述されたい。 ○下流域の人々の協力の基に進めて欲しい	

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
役割分担	県	<p>○「県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努める」ことを県の責務として条例案に位置付けています。</p> <p>○また、県民の皆様の意見を反映させるため、「木の国・山の国県民会議」を設置し、基本計画策定等に意見を反映させていきます。</p> <p>○地域レベルの課題を解決する方策としては、地域が主体となった森林づくりの中で計画的な森林管理を推進することで対応していきたいと考えており、そのために、地域における意見が十分反映されるよう地域住民等が参画する組織の活動の支援について条例案に盛り込みました。</p>
役割分担	市町村	<p>○市町村の役割として、「森林所有者への森林づくりの啓発」「所有者の意識の向上のための指導」を盛り込んで欲しい。</p> <p>○各市町村の方にも地域の山林所有者への普及啓発、助言指導を行ってほしい。</p> <p>○自立性の高い市町村の森林整備と保全管理の促進と調整、指導に関する内容を具体的に記述されたい。</p> <p>○市町村の役割として、「市町村森林整備計画」の位置づけを明示するとともに、その役割の記載順は①地域の特性に応じた森林の適正な管理、活用及び体制の整備、②森林所有者への森林づくりの普及啓発、③住民への森林づくりの普及啓発とすべき。</p> <p>○役割の記載は、森林のない市町村も考慮し、全ての市町村に該当する項目から記載しています。森林法に定める事項のため、改めて「市町村森林整備計画」は記述しませんが、地域が主体となった森林づくりなどを通じて、市町村が主体となって進めることとなります。</p>
役割分担	森林所有者	<p>○岐阜県にとって画期的な条例案であり強力に推進されたい。山林所有者への理解を得られるようPRに努められたい。</p> <p>○森林所有者に対するPRについては、条例を判りやすくまとめたPR解説版を作成し、市町村、森林組合等を通じて普及していきます。また、地域が主体となった森林づくりのための組織の設置を促進し、その組織において、森林所有者への働きかけなどを行っていきます。</p> <p>○森林造成組合については、森林所有者として、また、林業の事業者としての役割を担います。</p> <p>○「協力」とは、県などが行う施策を理解し、実践することも含む幅広い意味合いとご理解ください。</p> <p>○林業が不採算業種となった現在、森林所有者に適正な管理を求めるのは困難。行政は森林所有者に対し、森林の公益機能に見合った財政支援(税制見直しを含む)を行うべき。</p> <p>○森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な管理に努める役割を担い、県は、森林所有者に助言、支援(財政上の支援を含む)を行うこととしています。なお、財政上の支援については、厳しい財政事情でもあることから、国や市町村と連携しながら効果的に行っていきます。</p> <p>○山林管理権を明確化し、山林管理権移転等斡旋制度を作る</p> <p>○森林所有の明確化、所有権移転の斡旋などの取り組みを地域が主体となって行えるよう、地域の森林づくりのための組織の設置及び活動を支援します。</p> <p>○また、ご提案については、森林法の中に制度があるため、法との連携の中で運用していきます。</p> <p>○災害発生のおそれのある森林においては、公的管理森林として、森林所有者の同意がなくても公的管理等を導入する旨を明確に表現していただきたい。</p> <p>○森林を適正に管理するよう、森林所有者の役割を条例案に盛り込みました。</p> <p>○また、所有者の管理義務、森林法に基づく警告制度の活用などについては、地域が主体となった森林づくりのための組織の設置を促進し、県、市町村、森林組合などが中心となって森林所有者に対し働きかけていきます。</p> <p>○地主の権利・義務を明確にする。不在地主に対しては、地主との対話等対応のための措置(予算)必要。義務の果たせない地主に対する対応(新課税処置・保安林などの勧め等)の検討が必要。各林道の入り口に所有者の義務を掲示した看板を設置する。また、そのための措置(予算)が必要</p> <p>○市町村の森林づくりに果たす役割には、公有林管理者としての役割がある。公有林には、市町村有林と財産区有林があるが、市町村広域合併さらに森林組合の合併により、管理力は低下していくおそれがある。公有林は、他の所有に比べ、境界が明確で施業確認も容易なので、地域において、民有林の森林づくりの模範、モデルとして取り扱う気概を盛り込んで欲しい。</p> <p>○市町村は森林所有者として、「その所有する森林の適正な管理に努める」役割を担います。</p> <p>○モデル林としての整備に関しては、地域が主体となった森林づくりの中で地域の方々の意見をお聴きしながら市町村有林等が模範・モデルとなるよう検討していきます。</p> <p>○森林づくり最大の課題は放置された民有(私有、共有)林の整備。林業整備の確立可能な民有地を除いては、公共性の高い森林とするために計画的に公有林(買い上げ)にするか、公共管理が可能な条例作りが必要。山、林、田、畑は大きく見れば国の資産であり、個人の経済的財産ではなく、個人が管理してこそ成り立つものだから、管理が出来なくなったときには管理できるところへの移譲が必要。</p> <p>○森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な管理に努める役割を担っていることを条例案に盛り込みました。</p> <p>○手入れがされない森林を公有林化することは難しいと考えますが、森林を地域の財産として、地域が主体となった森林づくりの中で計画的な森林管理を推進することで対応していきたいと考えており、そのための体制整備の支援を行うことも条例案に盛り込みました。</p> <p>○『不在山林所有者の所有山林を地域に寄付してもらい、地域の人達が公有地として手入れをしていく』という提案はどうか。公有地が綺麗になれば、自分の山も綺麗にしたいと思うのではないか。</p> <p>○山林の持ち主は責任を持って手入れをすべき。管理ができなければ、国、県へ売却すべき。</p> <p>○森林づくり基本条例(仮称)の背景・目的・理念はすばらしいが、不在山林所有者をどうするか。</p>
役割分担	森林所有者	<p>○放置林所有者所有者へのペナルティ。強制的な施業を実施する。</p>

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
役割分担 森林所有者	<p>○木材価格の現状が森づくり活動の全てに大きく影響している。末端森林所有者の取り組むべき具体的内容を示すことが肝要。森づくりのための役割分担で、地域が主体となった組織の設置を早急に確立すべき。</p> <p>○林業は長期サイクルなので、官有林化して、計画的・一元的に管理することが必要</p>	
	<p>○森づくり基本条例を制定することは大賛成。岐阜県全体で積極的に展開してほしい。条例制定後が重要なので次のことを提案する。林地土地所有者とその土地の所在を明確にする山間地の地籍調査事業を拡大すべき。</p>	<p>○林地境界の明確化は森林づくり1000人委員会でも意見をいただいております。市町村と連携しながら推進していきます。</p>
	<p>○机上の空論で、県民には浸透しない。森林のそれぞれの管理者(機関)が保全・育成すればいいこと。</p> <p>○県民の多くの方々の参加により岐阜県森林づくり基本条例が制定されるのは大変ありがたいこと。山林所有者の森林づくりに関する施策の理解と協力が特に必要。</p>	<p>○森林所有者に森林の適正な管理を促すため、森林所有者の役割として、所有する森林の適正な管理に努めること、そのために、県、市町村、森林組合が森林所有者に対して必要な助言や指導を行うことを条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○条例には、森林づくりについてのすべての項目が網羅されていて、森林所有者が動けば、森林の持つ多面的機能、木材生産の場である森林づくりの効果が期待できる。</p> <p>現在、県では森林整備に対して助成しているが、手入れ不足や放置森林が問題となっている。そこで、所有森林の適正な管理を実施するため、森林所有者に対して、「所有山林の手入れに関する意識調査」を実施し、手入れできない山林については、県が取得し、公有林にする、あるいは手入れされる隣接の森林所有者に貸し出すべき。(相続で不在村となる場合も、同様)</p>	<p>○森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な管理に努める役割を担っていることを条例案に盛り込みました。</p> <p>○手入れをされない森林を公有林化することは難しいと考えますが、森林を地域の財産として、地域が主体となった森林づくりの中で計画的な森林管理を推進することで対応していきたいと考えており、そのための体制整備の支援を行うことも条例案に盛り込みます。</p> <p>不在村所有者の問題については、森林所有者に働きかけることが重要であり、所有者の意識調査も含め、今後施策を実施する中で検討します。</p>
役割分担 森林組合	<p>○森林組合は、森林所有者によって組織されていて、その活動は、森林所有者の意をうけて森林所有者の活動を代替しているものと考えられる。森林所有者の意をうけての部分を見れば、森林組合も一般の林業事業者と同質の活動と考えられる。従って、役割分担における表現には、森林所有者の役割を代替するとの位置づけが必要。</p>	<p>○森林組合の役割に「森林組合は、その位置づけが森林所有者の協同組織である」として条例案に反映しました。</p>
	<p>○森林組合は組合員よりも補助金を重視しており、改善が必要。</p> <p>○役割分担で「森林組合」に「コンサルタント業務」を加える。</p> <p>○不在村所有者への啓蒙活動等、森林組合に対する積極的な指導が必要。</p> <p>○現在の森林組合は組合員のためになっていない。また、団地化に入らない個人は切り捨て状態。</p>	<p>○森林組合が今よりも一層「中核的な担い手」としての役割を果たすよう、条例案に森林組合の役割として「一体的かつ計画的な森林づくりの指導及び実践」を盛り込みました。</p> <p>○不在村所有者対策、森林の団地化などについては、地域が主体となった森林づくりのための組織の設置を促進し、市町村、森林組合などが中心となって、積極的な働きかけを行っていきます。</p>
	<p>○森林組合、外郭団体など組織の簡素化により効率の良い体系とする 上記団体について簡素な予算執行や確認のできる組織とする</p>	<p>○森林組合が「中核的な担い手」として役割を果たすよう、「一体的かつ計画的な森林づくりの指導及び実践」を条例案に盛り込みました。</p> <p>○また、担い手の育成を条例案に盛り込んでおり、森林組合、外郭団体の組織の在り方について、ご意見を参考に今後、検討していきます。</p>
	<p>○森林組合は、森林所有者により組織され、その活動は、森林所有者の意をうけてその活動を代替しているものである。その部分がなければ、一般の林業事業者と同質の活動と考えられる。従って、森林所有者の役割を代替するとの位置づけが必要。</p>	<p>○条例案の森林組合の役割の中に、「森林所有者の協同組織である」という位置づけを盛り込みました。</p>
	<p>○森林組合は、森林づくり及び県産材安定的供給を進めるためのコーディネーター役に特化して、森林づくりの実践は民間事業者委ねるべき。</p> <p>○森林組合は計画、指導のソフトのみとし、現場作業員は事業者(民間)として独立した組織とする。</p>	<p>○森林組合は、地域における林業の中核的な担い手として、一体的かつ計画的な森林づくりの指導及び実践を通じて、民間事業者などとも連携しながら県産材を安定的に供給する役割を担うこととなります。</p>
	<p>○100年の計を持たないと(1代で利用できる資源でないだけに)いけないので、個人では管理が大変。また、面積が小さい分、森林組合での総合管理が必要。</p>	<p>○森林組合は、地域における林業の中核的な担い手として、一体的かつ計画的な森林づくりの指導及び実践をする役割を担うことを条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○森林組合が森林整備の中核を担うことに対しての県民の同意があるか疑問。 林業事業者にも中核的役割を期待すべきで、その旨の記載もあるべきではないか。</p>	<p>○森林組合を、一般の事業者と区分し、森林所有者の協同組織として、地域の林業の中核的な担い手として位置付けるとともに、森林所有者の取りまとめや指導、自ら模範となる計画的な森林づくりに努める役割を条例案に盛り込みました。</p>
役割分担 事業者	<p>○事業者の定義が不明確。例えば、森林づくりと加工部門を分離して記述したらどうか。</p>	<p>○事業者の役割を、①一般の事業者、②林業の事業者、③木材産業の事業者に分けて条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○役割分担について森林組合のみならず、県下民間事業者も同様な事業参加が出来るよう講じてほしい。</p>	<p>○森林組合は、森林、森林所有者の協同組織という性格上、特に担っていただきたい役割を記載したものであり、森林組合と同様な事業への民間事業者の参画を妨げる趣旨ではありません。 なお、現在の森林法では、民間事業者も森林組合と同様に森林所有者の受託事業ができることとなっています。</p>

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
事業者 役割分担	○役割分担で、「事業者」に、森林生産物に生産履歴を明確にする責任を課すを加えてはどうか。	○基本条例であるため、事業者に対して生産履歴(トレーサビリティシステム)を明確にする責務を課すことまでは言及していませんが、今後、具体的事業を進める中で生産履歴の構築に取り組むことを検討します。
	○県産材の安定的な供給体制を整備するために、「木材の安定供給」を誰が役割として担うべきか明記されたい。	○県産材の安定的な供給体制の整備には、生産、加工及び流通の事業者が連携して供給体制を整備することが必要になると考えます。
役割分担 森林づくり活動団体	○条例には賛成します。NPO等団体の活動は小地域であり、岐阜県の森林は管理しきれない。また、お金があってもできないが、そのお金も汗を流す我々現場には流れてこない。やり方を十分研究する必要がある。	○NPO等の森林づくり活動団体のみならず、多くの関係者の役割を条例に明確に位置付けて、それぞれの関係者が役割を果たすことで森林づくりを推進します。 ○また、NPOが行う森林づくりに対する助言又は支援を行うことを条例案に盛り込みました。具体的内容については、基本計画策定の中で検討します。
	○岐阜県森林づくり基本条例(案)が公表され、私達が日頃訴えて思っていることが取り上げられています。責務、役割の中の森林づくり活動団体について今後一層認めていただきたい。	○森林づくり活動団体が行う森林づくりに対する助言又は支援を行うことを条例案に盛り込みました。具体的内容については、基本計画策定の中で検討します。
	○森林づくり活動について ・各組織毎の拠点を明確にし、誰でも情報を得られるようにする ・森林組合、各種団体からの情報を一本化して発信するような組織を作る	○森林づくりについては、広く県内全ての森林を対象としており、活動エリアを限定することは考えておりません。 ○情報の一元化については、平成18年度に「森林づくりサポートセンター(仮称)」を設置し、森林づくりに関する情報の一元化を図ることで、誰でも容易に情報が得られるような仕組みをつくる予定です。
	○民間団体・NPOとの協働は何を指しているのか。烏合の衆を集めても間伐・下刈りは出来ない。まずは、人材育成が必要。「伐木・チェーンソー作業労働衛生法特別教育」・「刈払い機取り扱い特別教育」をして技術者育成をはかる。	○協働とは、県民、ボランティア、NPO、事業者、森林組合、森林所有者、行政などがそれぞれの立場で責務・役割を果たし、健全な森林を守り育てていくことです。 ○間伐、下刈りなど危険が伴う重労働は必要な資格を持った専門の森林技術者が行うものであり、そのための必要な技術者の確保・養成を行っていきます。
役割分担 県民	○「県民は、森林の持つ」を「県民は、都市と山村が一体となって森林の持つ」としたらどうか。	○「県民は」には、「都市と農山村の住民」「大人と子供」など、様々な立場における全ての県民を意味しています。
	○地域住民の役割を強調すべき。	○条例案の基本的施策の「地域が主体となった森林づくり」の中に、地域住民の参画の必要性を盛り込みました。
	○市民がどのように関わっていくのか、もっと具体性を持たせるべき。条例づくりのベースとなる市民の参加のもと、「使える条例」にしていく必要あり。	○市民(=県民)は、森林の大切さ、木の良さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加し、県産材を利用することで森林づくりに関わっていくこととなります。 さらに、より積極的な関わり方として、森林づくりに関する施策や計画に対し意見を述べたり、森林づくり活動に主体的に参画していくこととなります。
	○森林に関わらない人達のくくりが県民と事業者しかない。協力者へ誰がどのような働きかけをするのかわかりにくい。	○直接森林に関わらない人々には様々な立場がありますが、条例案では、営利を目的として活動する事業者という立場と、営利を目的とせず生活を営む県民という立場に分けて役割を位置付けました。 ○森林づくりに関する協力者へは、それぞれの主体がその他の主体と連携して働きかけていくこととなりますが、総合的な窓口として、平成18年度に「森林づくりサポートセンター(仮称)」を設置する予定です。
基本計画	○山林経営の目標を立てるために、国・県・市町村の林業指導者の長期ビジョン確定が必要。	○森林づくりの中長期の目標等を定めた基本計画を策定し県民協働でフォローアップしていきます。
	○全体の流れの中でチェックが甘い。過去の行政の反省に基づいた計画であるべきだが、それが全くみられない。これからは実施報告に終わらず、成果報告が必要。また、外部からの提言、チェックが必要。	○県民の皆さんの意見を反映し中長期の目標を定めた基本計画を策定し、毎年実施状況を議会に報告し公表することを条例案に盛り込みました。 ○基本計画の策定にあたっては、県民意見を反映させるため、「木の国・山の国県民会議」を設置し、県民協働で進捗管理を行います。 ○森林に関する法定計画には地域森林計画がありますが、当然、条例に基づき策定する基本計画のとの整合性を図っていきます。
	○基本計画の実行を担保する措置は何か不明。担保措置が無ければ絵空事となる。森林に関する法定の計画が他にある筈。それらとの整合性を図ることが記述されていないが、それでよいのか。	
	○森林・林地は県民の財産・資源としての役割が絶大との観点で、長期的・計画的に確実な施行を要望します。森林づくりに一般県民の意見を反映させるためにも、毎年実施状況を県広報紙で公表してほしい。	
	○条例の命は、この条例に基づいて策定される基本計画の内容次第。基本計画の実行が具体的に担保されるような仕組みも基本計画において定めることを明記されたい。	
○災害に強い森づくりのため、公的管理を導入できる森林を県民に明示するため、基本計画において、森林に期待する公的働きによって森林の地帯区分を実施し、森林の機能保全を担保する旨を定められたい。	○現在、森林の区分につきましては、①保安林、②森林法に基づく森林整備計画における森林機能の3区分、③岐阜県独自の流木災害監視地域があります。それらの区分を総合的に勘案し、森林の地帯区分については、今後検討してまいります。	
○具体的かつ積極的な事業展開を望む。(例:土地所有者の了解が得られれば、山間地の河川、谷の両隣30メートルを広葉樹植栽に変える事業を、県において全ての経費を負い、人工林からの変換を行う。等)	○災害に強い森林づくりを進める上で重要な観点であることから、今後具体的な事業展開を進める上で検討します。	

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
	○基本計画の「知事は」を「県は」にしたらどうか。	○基本計画を県の代表である知事の責任において、策定することを明確にするため原案のとおりとします。
基本的施策 (全般)	○森林づくりのための基本的な施策の内容について異議は無い。但し、この12項目を同時並行で進め成果をあげるのは至難の業。計画の中で、プライオリティは付けられないのか。 計画の内容は素晴らしいが、総花的で手に余るのではないか。金と人を考えた、基本計画に基づくアクションプランが必要。	○この条例は岐阜県の森林づくりの基本的な方向性を示すため、広く県民の皆さんから頂いたご意見を反映して策定を目指しています。このため、皆さんから頂いた意見を基に、必要な森林・林業施策を規定しており、今後、限られた予算の中で実行していくためには、条例に基づき策定することとなる基本計画の中で、より優先的に実施すべき具体的な施策とその実施スケジュールを盛り込んでいくこととしています。
	○長期的視点にたって、地域の特徴(森林の役割)に合った施策を優先順位とメリハリを付けて実行	○地域の特徴にあった施策を実行するため、地域が主体となった森林づくり活動を行うことを目的として設置する組織の活動について支援を行うことを条例案に盛り込みました。
	○県民のリーダーであり、コーディネーターである県の意志及び行動を具体的に示すような表現で定められたい。	○具体的施策の中で、県が自ら行うべきこと、県が助言、指導を行うべきこと、県が支援すべきことなどを区分して条例案に盛り込みました。
	○山と木の魅力を広く人に知ってもらえるような政策をすべき。	○県民の皆さんに山と木の魅力を広く知っていただくため、森林環境教育の推進や県民との協働による森林づくりにおいて、教育機会の確保や必要な情報の提供を図っていきます。
	○(冒頭)「3つの方向性に基づき」を「3つの方向性と基本計画に基づき」としたらどうか。	○条例案では、第2章に基本計画、第3章に基本的施策を規定しており、県民の皆さんのご意見を反映し策定することとなる基本計画の目標を達成するため、基本理念に基づく3つの方向性に沿って基本的施策を展開することとなります。
	○(快適な森林空間の創出)「活用されるよう、里山の保全」を「活用されるよう、山村の活性化、里山の保全」としたらどうか。	○山村地域の活性化については、条例の目的として、活力ある地域社会の実現を目指しており、全ての基本的施策において共通の目的であると考えております。
	○条例(案)は、従来通りの方法で解決しようとしているようにしか見えない。本当の意味で協働を願うなら、県下の森林や木材に対する意識をいかに向上させるかが重要であり、そのためには森林づくり1000人委員会で見えなかったように、木質バイオマスの利用や、公共施設の木造化・木質化、学童机、椅子への利用など新しい視点で取り組みが必要。 森林整備に補助金を出すという発想はやめ、県産材により木造施設を建てる人に補助を出す。県産材の需要を増やすことで、林業関連が自立できる状況を生みだし、木材・森林への意識が高まるのではないかと。広く県民の喚起を求めらるなら、従来型のスキ・ヒノキ人工林をどうするかといった枠内ではない施策をお願いしたい。	○ご提案をいただいたように、木材の利用を通じた森林づくりを進めるため、県産材による公共施設の木造化・木質化や県産材を使用する住宅建設、森林資源の新たな用途の開発や有効利用の促進を図っていきます。なお、皆様からの具体的な施策提案につきましては、基本計画を策定する中で参考とさせていただきます。森林づくりの総合的かつ計画的な推進を図っていきます。
○1000人委員会での意見集約はされたものの、その声が森林づくり基本条例にどの程度反映されたかは疑問が残る。条例文からは推進すべき事業や活動、努力や協力を担保するものが感じられず、結局税金投入のための大義名分的役割しか期待できないのが残念。 県独自で行える「アメ」(＝履行に対する有利な指導)と「ムチ」(＝債務不履行に対する罰として、補助事業や優遇措置の利用制限)を具体的に導入できないか？また、公共建築物の木質化、県産材利用のメリットを付ける等、具体的な施策を早くから見せていくべきではないか。	○この条例は「ぎふ森林づくり県民税(仮称)」の導入を前提としたものではなく、岐阜県の今後の森林づくりの基本的方向性を定めるためのものです。森林づくり1000人委員会でのいただいた貴重な意見を始め、ご提案のあった県産材の利用などの具体的な施策につきましては、今後、基本計画を策定する中で参考とさせていただきます。	
災害に強い森林づくり	○「健全で豊かな森林づくり」では抽象的。『自然の動植物が共生できる豊かな森林づくり』という項目を追加されたい。	○森林には、災害防止、水源のかん養、木材生産機能など様々な機能があるため、ご指摘の「自然の動植物が共生できる」という生物多様性を含め、森林の多面的機能が高度に発揮されている森林の意味で「健全で豊かな森林づくり」にしたいと考えています。
	○山は人だけでなく、動物達と共有すべき。土地にあった樹種を植えることが大切。奥山には動物の餌となる実のなる木、崩壊しやすい所には根がよく張る樹種を植栽すべき。 針広混交林が強い林となる。また、種から育ったほうが丈夫な山となる。	○その土地に適した樹木を育成し、針広混交林、育成複層林など、森林が多様な樹種又は林齢で構成されるように森林づくりを進めることを条例案に盛り込みました。
	○人工林は間伐が最優先の問題 ○適正な管理がなされず荒廃する森林の殆どは、除伐、間伐がなされていないもの。いかなる理由であっても適正な森林管理がなされないのは許されない。 国も岐阜県も、他の各種公共事業に優先して除伐・間伐を主体とする適正な森林管理をすることが喫緊の課題。この姿勢無くして基本計画の達成は難しい。 ○土砂災害、洪水、その他の災害防止が重要であり、計画的な間伐が山を守る基本	○災害に強い森林づくりのため、間伐対策を計画的に推進することを条例案に盛り込みました。 ○なお、現在、「新緊急間伐五ヶ年計画」を策定し、間伐対策を最重要課題として取り組んでいます。
森林の適正な保全	○開発行為の届出を詳細に規制する。又、違反した場合の罰則規定も必要。 ○開発指導、規制に対する森林整備にかかる主体的な取り組み方と姿勢に関することを明確にして欲しい。	○県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めることを条例案に盛り込みました。 ○開発行為の上乗せ規制及び罰則規定については、本条例の基本条例としての性格上、また「県民協働」という趣旨から、この条例では規定することは考えていません。 ○具体的規制や罰則については、森林法の罰則規定と連携をとって運用を図るほか、県民の皆さんと議論しながら、検討していきます。

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
森林の保全の適正	○山林への不法投棄者に、処分費＋森林環境税なる罰則金含む高額負担を科す事はできないのか。 同時に森林パトロール(ボランティア)を組織してほしい。	○森林及び自然環境の保全に関する制度を運用し、森林の適正な保全に努めることを条例案に盛り込みました。 ○ボランティアによる森林パトロールのご提案については、現在一部の団体により実施されており、今後、具体的施策の中で検討します。
空の快間創出 利出な森の促進 林間	○森林づくり基本条例の制定は大賛成 単なる国産材の使用奨励のため補助金を出すことは得策ではない。県民が身近なところで森林に親しめ、森林の大切さを実感できる「場」を整備することが大事。	○森林が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう(＝場となるよう)、里山その他の森林空間の利用に必要な森林を整備し、市町村、森林づくり活動団体等が積極的に活動していただけるよう必要な支援に努めることを条例案に盛り込みました。
林業及び木材産業の振興	○(林業及び木材産業の振興について)、もっと具体的な事項をあげることが重要ではないか。 県産材の利用の具体的な例や目途があるのか。 県内だけでの利用では無理があるのでは。	○具体的な施策については、今後策定する基本計画の中で盛り込んでいきます。 ○県産材の利用につきましては、公共施設の木造化・木質化の他、県産材を使用する住宅建設の促進など条例案に盛り込みました。岐阜県は木材の生産県であることから、県内はもとより、県外へも岐阜の木の良さを積極的にPRして、利用拡大を図っていきます。
	○基本条例制定に賛成。今後森林所有者にとって収入のある山にするよう、どう対策を考えるのか。所有者、官一体となり協働で立案企画し実践するか。	○森林所有者にとって収入のある山となるよう森林資源の循環利用を通じた林業・木材産業の振興を施策の柱の一つと掲げており、効率的な森林施業の実施、県産材の利用の拡大などに積極的に取り組んでいきます。 ○官民一体となった施策を進めるため、県民参加による「木の国・山の国県民会議」を設置し、県民の皆様のご意見を反映した基本計画の策定と実行を図っていきます。
効率的な森林施業の実施	○林業機械の導入について、県内の油圧機器メーカーとの協働により、機器の開発とユーザーの直結が容易とならないか。	○森林施業の効率化のため、森林施業の団地化、林業機械の導入などを行うことを条例案に盛り込みます。なお、ご提案のメーカーとの協働については、今後、施策を実施する中で参考とさせていただきます。
	○森林づくりは現地を知ることが必要なので、森林の基盤となる林道(作業道)等の作設が必要。	○計画的な林道の整備のための助言・支援を行っていくことを条例案に盛り込みました。
	○「森林施業の効率化、森林管理の適正化を図るため、計画的集団的管理を推進する」を加える	○森林施業の効率化のため、森林施業の団地化、林業機械の導入などを行うことを条例案に盛り込みました。
	○「森林施業の大規模化」との記述は、「森林整備の集約化」及び「森林整備の団地化」と記述した方が理解しやすいのでは？	
	○効率的な森林整備の施業、計画を推進する。 ○計画的な林道の整備の推進が重要	○森林施業の効率化のために、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、必要な助言・支援を行うことを条例案に盛り込みました。
	○「林業の健全な発展を図るため」を「林業の健全にして安定的な発展を図るため」としたらどうか。	○林業の健全にして安定的な発展は、全般に関わることなので、「林業及び木材産業の振興」の中で図っていくこととなります。
県産材の利用拡大	○県産材の積極的な利用が問題解決に繋がる。民間事業主にも県産材利用のメリットを与え、市場を創り出し、県産材を扱う事を業とできる業者が増えるようにしてほしい。	○県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用する住宅の建設の促進、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用等を支援していくことを条例案に盛り込みました。 ○木質バイオマスなど森林資源の有効利用を促進するため、新用途の開発等行っていくことを条例案に盛り込みました。 ○ご提案を含め、具体的内容については基本計画の策定や今後の施策の中で検討していきます。
	○木材産業について次のことを提案する。 新築木造住宅の税金をゼロにするなどの施策 新たな研究開発 木質バイオマス利用のモデル地区の創設	
	○県産材需要拡大について、間伐材市場の開設(都会での)と工房の併設を行ってはどうか。 ○「県産材住宅の建設促進」施策の中に、補助金もしくは不動産取得税軽減等を規定した「支援」という言葉を明記してほしい。	○県産材の利用拡大対策のため、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に必要な助言、指導を行っていくことを条例案に盛り込みました。 ○ご提案いただいた具体的内容については、今後、施策を実施する中で参考とさせていただきます。
	○基本的施策「林業及び木材産業の振興」に、計画的供給体制の確立を追加してほしい。 ○子供の頃から家族で植林をしてきた林が育ち、すでに45～50年生の林も多くあるが、木材の価格の低迷により、切り出すことも出来ない。何とか国産材を沢山使って、価格が安定することを希望する。	○ご提案の趣旨は、川上から川下まで一体となった県産材の供給体制の整備の必要性に関するご意見と捉え、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に必要な助言、支援を行っていくことを条例案に盛り込みました。 ○森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興する施策を総合的に図っていきます。

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
県産材の利用拡大	<p>○山づくりのための間伐材が毎年コンスタントに川下の需要者に購入してもらえよう仕組みを、今後どう進めていくかが大きな課題。そのためには、作業道への支援、県職員の現場派遣による森林施業計画等の指導、熊、鹿や病害虫に対する的確な処置が求められる。県産材が路網と大型集材等機械化により、外材に充分対抗可能にすることが重要。</p> <p>間伐等年間の施業計画で、森林組合、山林事業者が施業量を明確にするとともに、その実行をしっかり把握して、対処することが肝要。</p>	<p>○生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備により、県産材の利用拡大を図るための施策を推進することを条例案に盛り込みました。</p> <p>○森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備の推進を条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○県や国の森林政策は正しく、環境保全に役立つなど多くの、成果があがっている。これまでにするには、行政と森林所有者の努力があって今日至った。今後も同様に進んで行くが良い。</p> <p>現代の森林施業は、長伐期施業である。どんな時代が来ようとも木材の需要は、あると思う。その需要の拡大と低コスト化をどうするか。</p> <p>家の価格をもっと安くして木材を多く使用してほしい。</p>	<p>○ご提案いただいたご意見は、条例で目指す森林資源の循環利用通じた林業及び木材産業の振興を図ることにあると考えます。このため、効率的な森林施業の実施、県産材の利用の拡大、森林資源の有効利用の促進を図っていくことを条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○基本条例案に賛成します。</p> <p>山林所有者が個々の立場で責務を遂行するためには、林業経営の視点から所得、収益がないと出来ない。生産コストの軽減・乾燥・加工・流通販売の基礎的整備を充実させ、消費者の木材志向に応える市場を確保したい。造林、保育、伐採生産のサイクルこそが山づくりの基本である。</p>	
	<p>○林業という産業の発展面に重点を置くべき。一産業として成り立たないと、県民に山の魅力は伝わらないし、魅力が無ければ技術者育成の為人材も集まらない。その為にも、木材の生産から販売を一体化すべき。</p>	
	<p>○森林の維持は、基本的に財産価値があるかどうかに関わるもの。循環して資材が活用できる方向に持ってゆく必要がある。</p>	
	<p>○県内産出の間伐材利用品活用のための県費投入を最優先に。</p> <p>○間伐をするのはいいが、間伐材の利用を考えた方がいい。</p>	<p>○間伐材の利用を図ることは重要であり、現在、間伐材ベンチ、間伐材の学童机、椅子などの利用を図っており、今後も積極的に進めていきます。</p> <p>○間伐材を含む県産材の利用のための対策を行っていくことを条例案に盛り込みました。なお、今後は、間伐材の県産材に占める割合は大きくなることから、間伐材の利用対策が一層重要となってきます。</p>
	<p>○県産材利用拡大の項目で、「加工・流通の合理化」に「経営」の合理化の文言を追加してはどうか。</p> <p>県境付近では他県材が良い場合もあるので、「地域材」「国産材」との表現も必要ではないか。</p>	<p>○経営の合理化については、第2章「人づくり・仕組みづくり」の経営を担うべき人材の育成の中で進めていきます。</p> <p>○岐阜県における森林づくりのための基本条例として、県産材の利用拡大を通じて健全で豊かな森林づくりを目指しています。</p>
<p>○岐阜県産の木材をインターネットなどにのせて全国に広める</p>	<p>○県産材の利用拡大を進めるためには、県産材の良さ、入手方法等の情報を県外も含め広く発信していくことが重要ですので、積極的に取り組んでいきます。</p>	
森林資源の新たな利活用	<p>○燃料としての木材の復活があってもよいのでは。(当然経済ベースで)管理された伐採は充分可能(余っている)であり、石化燃料税の補助も含めて活用できる時代は間近。</p>	<p>○木質バイオマスを含めた森林資源の有効利用の促進や、新たな用途の開発について支援を行っていくことを条例案に盛り込みました。</p>
	<p>○「林業及び木材産業の振興」を「林業、林産業及び森林産業の創出」に改めてはどうか。</p>	<p>○森林資源の有効利用の促進に努め、新産業の創出に繋げていきたいと考えています。</p> <p>但し、「森林産業」という言葉は、森林資源を活用した産業を意味する造語であり、一般的な言葉ではないことから、条例文での表記はしていません。</p>
	<p>○「促進するため、木質バイオマスの利用」を「促進するため、林産物の生産、木質バイオマス利用」に改めてはどうか。</p>	<p>○この項目については、林産物の生産、木質バイオマスの利用以外にも新たに様々な利用が考えられるため、具体的例示ではなく、「森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、必要な支援を行う」という表現としました。</p>
人づくり・仕組みづくり	<p>○「人づくり」に重視してほしい。人づくりには国内の第1次産業の活性化が重要。</p> <p>国、県、市等が第1次産業の方向付けして、若者、シルバーの人に山を見直してもらいたい。</p>	<p>○「人づくり・仕組みづくり」を基本理念の1つに掲げ、森林環境教育の推進、技術者及び担い手の育成等の基本的施策を進めることを条例案に盛り込みました。</p> <p>○若者、シルバーの方々も含め県民の皆様が森林について理解していただくため、あらゆる機会を通じて、森林環境教育の推進を図っていくことを条例案に盛り込みました。</p>
森林環境教育の推進	<p>○森林教育に関し次のことを提案</p> <p>森林の歌を作って広める</p> <p>森林教育の充実</p> <p>都市と山村との交流</p>	<p>○県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育を推進することを条例案に盛り込みました。また、都市と山村村との交流に資する森林の整備も推進します。</p> <p>○「森林の歌」については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
	<p>○一般県民にもっと森林の荒廃や環境への影響などを具体的にPRして理解を深めることも大切。</p>	<p>○県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育を推進することを条例案に盛り込みました。ご提案の森林の荒廃や環境への影響などの具体的なPRについても機会を捉えて行っていきます。</p>
	<p>○人づくり・仕組みづくりの内「森林環境教育の推進」を「実践」としてはどうか。</p>	<p>○森林環境教育を推進する「推進」には、「実践」という意味も含まれます。県として自ら実践する以外に、市町村等が行う森林環境教育への支援も含め、広い意味で「推進」としたいと考えています。</p>
	<p>○岐阜県は山の国であり、小中学校における森林教育の義務づけが必要。</p>	<p>○次代の担う青少年の森林を大切にしている心が培われるよう、森林環境教育の充実を条例案に盛り込みます。森林環境教育の推進にあたっては、教育委員会との連携をしていきます。</p>

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
森林環境教育の推進	○次世代をになう若者を里山、森、森林にひきつける施策を実施すべき。	○次代を担う青少年の森林を大切に心が培われるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成を図るとともに、「ぎふ山の日」などの様々な機会を捉えて若者が森林に関心を持って頂けるよう取り組んでいきます。
	○県の定める条例であるので、「教育機関との連携」という表現ではなく、もっと積極的に、「児童生徒の教育にあたって、これを推進する」と言うような表現とならないものか。	○次代を担う青少年の森林を大切に心が培われるよう、森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育を充実を条例案に盛り込みました。教育機関との連携は、小中学校を所管する市町村の教育機関等との連携も含めた表現としています。
	○学校教育の場での具体策提示 ○健全で豊かな青少年育成の学習道場とか、森林浴場として開放する。	○次代を担う青少年の森林を大切に心が培われるよう、森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成などについて条例案に盛り込みました。なお、さらに具体的な施策につきましては、基本計画の中で検討していきます。
	○森林づくり担い手育成は、地域の小・中・高校生が山へ入り、木と自然の素晴らしさを教える授業(植林、下刈り、間伐、木材加工)を4回(春夏秋冬)程取り入れる。水と太陽と土の力で立派な山になる事を教えるとよい。	
	○小学校の学習(授業)に森林関係の内容を多く取り入れるべき。年少期より関心を持たせる。	
○県民の関心及び理解を深める。次世代を担う青少年の森林づくり。大規模な岐阜県林業大学の建設づくり	○次世代を担う青少年の森林を大切に心が培われるよう、森林環境教育の充実を条例案に盛り込みました。 ○大規模な岐阜県林業大学の建設づくりは、岐阜県立森林文化アカデミーが存在しますので、その充実を図っていきます。	
○森林環境教育は、森林体験だけではなく、自然保全や地球の環境問題を学ぶ環境学習の一環として森林を考えたほうがよい。 森林環境教育は、森林や自然に対する思いを作る、森林の働きを知って自然や木を大切に思う感性を多くの人に持ってほしいという教育。また、環境や森林を守るために税金を使ってもかまわない、あるいは自分の生活を少し我慢しても森林を大事にしたいという人を増やすこと。 森林環境教育はまず、わかりやすいところで理解でき体感できる楽しい活動を考える。また、座学で理解をすること、実際に体験をすることどちらも同様に大切。 NPOや市民団体だけでなく、森林組合や行政が講師として活躍できる方法も考えてプロデュースするコーディネーターの養成が必要。	○教育機関(市町村を含む)と連携して、あらゆる機会を通じて、森林環境教育を推進していきます。特に次代を担う青少年に森林を大切に心が培われるよう森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成を図っていきます。 ○ご提案いただいたご意見につきましては、今後基本計画や具体的な事業を進める上で参考とさせていただきます。	
技術者及び中核的な担い手の育成	○(技術者及び担い手の育成等)に「林業税制及び林業施策等の情報提供、助言…」を入れて欲しい。(林業者に林業相続税や山林の固定資産税、山林所得税の知識が無いため)	○林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言その他支援を行うことを条例案に盛り込みました。この情報の提供には、税制、県の施策に関する情報を含んでいます。
	○技術者と中核的な担い手の育成:技術者は、現場で実践された森林組合従事者等の中から安全等も考慮できる方を選ぶべき。中核的な担い手は、森林づくりが持続的であり、地域の森林所有者関係への精通が求められるので森林組合の組織を強化して地域の核として行動するのが良い。 ○昭和から平成にかけて技術者が激減。人材の育成をもっと明確に入れるべき。森林技術者の養成には時間がかかり、事業体と一緒に働き指導するグループの協力が無ければ出来ない。技術者の高齢化が進んでおり、新規に入る若者が現場の実践を通じて慣れるまでが重要。そうしたことに対する支援の必要性が条例の中に表れていない。 一番大切なのは技術者。そのためには、「現場重視」と「支援」が必要。そうした意味を条例の中に盛り込めないか。	○林業・木材産業の技術者育成・確保のために、現場の状況に対応できる実践的な教育の実施を条例案に盛り込みました。 ○森林組合については、地域の林業の中核的担い手として、地域が主体となった森林づくりのための組織の参画者として主導的な役割を果たすことが必要となります。
	○大切な県土を守る担い手として森林技術者の地位及び身分保障を明確化して欲しい。 担い手確保や森林技術者育成のための支援策も盛り込んでほしい。(例えば、新規参入者が一人前になるまでの(三年間)技術指導に対する支援策や新規参入者の人件費に対する援助策など)	○林業及び木材産業の技術者及び担い手を育成及び確保するため実践的な教育を実施するとともに、必要な支援を行うことを条例案に盛り込みました。 ○ご提案いただいたご意見につきましては、今後基本計画や具体的な事業を進める上で参考とさせていただきます。
	○林業への新規参入 「林業労働者」としてでなく、「林業経営者」:森林所有者&事業者として。ボランティアでなく、プロ的林業者への道も触れられたい。 ○地域林業の育成及び林業家の育成について施策展開する旨を定められたい。 ○技術者の育成・確保は重要課題。積極的な取り組み姿勢を明記して欲しい。	○林業及び木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実、必要な情報の提供、助言又は支援を条例案に盛り込みました。
	○人の確保のための施策を行う旨を育成とは分離して明確に表現されたい。	○人材の育成と確保は表裏一体なものであるとして、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言その他支援を行うことを条例案に盛り込みました。
	○「森林経営の中核的な担い手」は記述が理解しにくい。「中核となる林業経営者」などわかりやすい記述にしてはどうか。	○ご提案いただいた趣旨に基づき、「林業又は木材産業の経営を担うべき人材」として条例案に盛り込みました。

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
	○林業後継者の確保育成のために、NPO法人等との連携を強化する。 林業後継者の指導者を確保育成するために、NPO法人等との連携を強化する。	○林業後継者となる林業及び木材産業の経営の担い手を育成するため、教育の充実と必要な支援を行うことを条例案に盛り込みました。具体的施策の推進にあたり、NPO法人を含め、関係機関との連携を図っていきます。
県民との協働による森林づくり	○森林づくり活動団体を県が養成する必要がある。	○森林づくり活動団体による森林づくりに対して必要な助言、指導を行うことを条例に盛り込みました。
	○基金や財団NPO法人などのシステムを導入し、自然との共存共栄を若い世代にも身近に感じられるような場を工夫することも大切。	○次代を担う青少年の森林を大切に心が培われるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実を条例案に盛り込みました。 ○県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動の推進を図るとともに、必要な情報提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずることを条例案に盛り込みました。また、そのためには県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うことを条例案に盛り込みました。
	○健全な森林育成にはボランティア活動や国民参加の森づくりに期待するだけでは、昨今の除伐・間伐の遅れは解消できない。ボランティアや県民協働に頼ろうとするのは基本計画を空論にする危険がある。	○健全な森林を守り育てるためには、ボランティアだけでなく、森林所有者、森林組合、事業者、行政などがそれぞれの立場で責務・役割を果たしていくことが重要であると考えています。 ○ボランティアの活動には、森林整備だけでなく、森林の大切さを普及する活動などがありますので、こうした活動が更に促進されるよう必要な支援を行っていきます。
	○ボランティアによる森林整備の一部に適切でない事例がある。 NPOボランティアは木工品の購入、木造住宅の建築、森林の重要性の啓蒙普及を行うべき。	
	○森林づくりにシルバー人材を活用してはどうか	○ご提案の、学生、退職者、シルバー等の人材の活用については、今後具体的施策を進める中で参考とさせていただきます。
	○里山、森、森林、山をうまく活用すべき。そのためには、学生、退職者等を活用して、荒れた山・川を整備する必要がある。	
	○県民との協働による森林づくりとはいかなるものかなど見えない。	○かけがえのない財産であり、大切な資源である森林を健全で豊かな姿で引き継いでいくため、県、市町村、県民等が一体となって、適切な役割分担の下に、森林づくりを持続的に推進していくことです。
	○森林に関するPRを官民あげてすべき。	○森林に関するPRを官民あげて進めるため、「県民との協働による森林づくりや」「ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間」に積極的に取り組んでいきます。
	○森林づくり、特に放置人工林問題は、行政・業界・所有者だけの問題ではなく、県民全てで考えるテーマであることを繰り返しアピールし、既存の価値観・既得権にとらわれない取り組みが必至。	○森林は、その多面的機能により、県民の生命及び財産を守り、県民に安らぎと潤いを与えていることから、県民の皆さんが森林について考え、協働で森林づくりに取り組むことが必要です。このためあらゆる機会を通じて森林環境教育の推進を図っていくことを条例案に盛り込みました。
○県民参加の体制づくりのなかで森林整備作業への参加を促す仕組みと保安に関することをわかりやすく記載してほしい。	○県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう必要な支援を行うとともに、県民に森林づくりについて理解を深めてもらい、積極的に参加していただく、木の国・山の国県民運動を推進することを条例案に盛り込みました。 ○森林整備作業への参加については、それぞれの主体がその他の主体と連携して働きかけていくこととなりますが、総合的な窓口として、平成18年度に「森林づくりサポートセンター(仮称)」を設置する予定です。	
ぎふ山の日	○ぎふ山の日8月8日は反対。真夏日でないほうがイベント等に参加しやすい。	○ぎふ山の日は平成15年3月28日に「岐阜県山の日(仮称)検討委員会」の提言を受け、林業関係団体が中心になって、平成15年8月8日に「山の日宣言」を行い運動を開始しています。こうしたこれまでの取り組み経緯を踏まえ原案のとおり条例案に盛り込みました。 ○8月8日としているのは、漢字の「八」の字が「山」に似ていること、8月のほうが、夏休みでもあり、子どもやその家族に参加していただきやすいこと、などからです。
	○「ぎふ山の日」等の名称は、「ぎふ森(林)の日」「ぎふ森(林)づくり月間」とした方が理解されやすい。県内の森林は、山に限らず平地や高原、河岸などにも存在するし、山は、日本アルプスのように森林が形成されない山や火山も存在する。「山」の表現では、森林のカテゴリーを適切に網羅することができない。	○ぎふ山の日は平成15年3月28日に「岐阜県山の日(仮称)検討委員会」の提言を受け、林業関係団体が中心になって、平成15年8月8日に「山の日宣言」を行い運動を開始しています。こうしたこれまでの取り組み経緯を踏まえ原案のとおり条例案に盛り込みました。
	○ぎふ山の日8月第1日曜日にした方が良い。	
	○語呂合わせ見たいな「岐阜山の日」はしっくりこない。	
	○8月の下旬からは、スズメバチ等の活動が活発になり始める頃で入山も控える時期なので、山に親しむ事業実施に無理があるのではないかと11月7日の山の神講を中心に検討してみてもどうか？ ○ぎふ山の日はどうして8月8日なのか。	
○「ぎふ山の日」の名称変更提案 ・岐阜の山とふれあいの日、・森林保護の日、・森林の日。 ○「ぎふの山に親しむ月間」を「岐阜森林月間」としたらどうか。		

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
ぎふ山の日	○ぎふ山の日制定後は山の日該当日に街頭募金を実施したらどうか。	○現在、「緑の募金」(主体:国土緑化推進機構及び岐阜県緑化推進委員会)が実施され、皆様からの貴重な募金が、森林の整備、緑化の推進等に利用されています。山の日には、県内各地で開催されるイベントにおいて、「緑の募金」箱を設置して行きたいと考えています。
	○山の日を発展させる為には商・農・工、そして県民全員で協力し、各地域の商品も展示して、観光発展にもつながる大イベントにする。多くの人に森林の大切さを理解していただくことにより、地球温暖化防止と自然を守ることにつながる。 ○山の日にふさわしい事業の提案 ・森の運動会(丸太切り、木の円盤投げ、木登り、丸太投げ等) ・山に植林する。 ・山の清掃 ・木材フェアを開催し、木グッズを販売 ・林業技術の披露会 ・間伐材利用の木工教室	○山の日及び山に親しむ月間においては、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施することとしており、ご提案いただいた意見を参考に様々なイベントや事業を実施していきます。
	○8月8日にふさわしい事業とは具体的に教えて欲しい ・キャラクターを作った方が良いと思います。(名前:まもろ君、森林(モリリン)まもろ君) ○子供でもできそうなことを考えるといい。そうすると森林についての関心がわく。	○ふさわしい事業とは、親子で参加する森林体験や木工教室さらには森の音楽会など県民の皆さんが、山、森林に親しんでいただき、森林の大切さ等わかっていたいただけるようなイベントを考えていますが、より良い、県民の皆様アイデアをお聴かせください。 ○キャラクターについては、今後運動を進める上で貴重な意見として参考にさせていただきます。
地域が主体となった森林づくり	○すばらしい条例になることを期待する。 自分が居住する地域(下呂市萩原町)の森林づくりに関し、提言する。 ・団地間伐事業の継続 ・公有地に花の咲く木を植樹すること ・小学生の土日を利用して育林、造林教育や山に親しむ行事の開催 ・羽根地区白山公園の巨木桜(樹齢450年)の保護育成 ・川上・川下関係流域の水サミットの復活	○地域の人々の意見を反映し地域が主体となった森林づくりが促進されることから、地域の森林づくりに対し提案などを行う組織の設置及び活動に必要な支援を行うことを条例案に盛り込みました。こうした、組織へ積極的に参画いただき地域の森林づくりに具体的なご意見・ご提案をお寄せください。
	○各森林組合や市町村が、字及び大字程度の「車座意見交換会」を開催して、山の管理を所有者や地域で行うことを自覚させるべき。	
技術の向上及び普及	○気密と断熱性が向上している現代の家づくりでは、木材の乾燥が重要。しかし、乾燥した木材を仕入れるのは、難しいのが現状。木材の乾燥技術は、大変むずかしく、多大な設備投資をしても、満足な結果はなかなか得られないという話も聞く。私たちの事業規模では簡単に乾燥機の導入に踏み切れない。ぜひ、皆さんの叡智を結集して、「木材の乾燥」について研究して頂きたい。	○木材の乾燥は県産材の品質を高める上で重要なことであるため、木材産業の学界や試験研究機関とも連携を図りながら積極的に取り組んでいきます。なお、条例案では、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、調査、研究を盛り込みました。
	○近隣の大学(特に工学部・保健学科)と連携して、『健康居住環境と国産材』をテーマに共同研究を行い、データを発表して国産材の良さをPR。	○健康に良い住環境の視点から国産材の良さをPRすることは重要であることから、県産材の利用拡大を図る上で参考とさせていただきます。 ○地域の特性に応じた調査及び研究により、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関及び事業者と連携することを条例案に盛り込みました。
推進体制(全体)	○推進体制について、計画の担保措置＝財政上の措置の記述が、概要にはあるが、内容説明には無いのは何故か。 極論だが、会議や、推進本部などをいくら作っても無駄。実働部隊が、計画の内容を熟知し、計画に沿って各施策を進めることが職務だと認識しなければ駄目。 ○組織は、民間をならい、責任の所在を明確にする。責任者は、必要な施策が実施されているか、教育・人づくりも含めて管理・監督していく必要がある。	○財政上の措置については、「県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」ことを条例案に盛り込みました。 ○県の実行組織として、平成17年度の途中で、一部県庁組織を再編し川上から川下まで一体となった森林・林業施策を展開するため林政部を設置しました。平成18年度は現地機関も含め、判りやすい組織に再編し、担当する事務や責任の明確化を図ってまいります。特に、林業普及指導員を専任化し、より現場に密着した支援体制とすることとしております。 ○地域の実行組織として、地域住民、森林所有者、森林組合などが参画する地域が主体となった森林づくり活動を行う組織の設置を積極的に支援していきます。
	○行政内部の横断的な部局の連携が必要(農林、環境、都市計画、土木、教育、福祉etc)	○庁内に木の国・山の国推進本部を設置し、森林・林業関係部局だけでなく横断的な連携も図りながら、森林づくりに必要な施策を推進していきます。
木の国・山の国県民会議	○推進体制の「県民会議」、「推進本部」の組織、運営方針について次の提案をする。 ・気軽に誰でも、いつでも参加できるような組織、運営方法。 ・県民会議には、「責務・役割」の行政、団体、県民の全てを参加させる。 ・事業者には、建設、漁業、防災、水道、電力などの関係機関の他、国の機関もオブザーバーとして参加を求める。 ・問題ごとに分科会を設置。 ・推進本部には、旧町村単位に現地機関を設置。計画遂行の第一線は地元の森林に詳しい森林組合 ・現地機関は、常に県民からの意見が聴けるような窓口にする。 ・計画の進捗状況、これからの活動予定、参加者の募集など載せたPR紙を定期的に発行。	○木の国・山の国県民会議委員の選任にあたっては、県民の方々のご意見を幅広く、十分にお聞きできるような構成に努めるほか、部会を設けることを条例案の盛り込みました。 ○提案いただいたその他のご意見につきましても、具体的施策を実施する中で参考とさせていただきます。

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
木の国・山の国県民会議	○条例は、全体的にはよくまとめられ、わかりやすく、本案について賛成する。基本条例制定後における組織体制の整備、施策の確実な推進を図り、実効性を確保して欲しい。	○条例に基づく施策の実施に当たっては、基本計画を策定し、それにもとづいて進捗管理するとともに、「木の国・山の国県民会議」、「木の国・山の国推進本部」によるフォローアップを行うことにより、透明性、実効性を確保していきます。
	○推進体制に「市町村森林管理委員会」を加えてはどうか。	○推進体制は県の組織として位置付けており、条例に基づく森林づくりを計画的に推進するためには、市町村等を含めた地域が主体となった森林づくり体制の組織化(市町村森林管理委員会)を支援し、十分な連携の図ることとしています。
	○P-D-C-Aのサイクルを常にまわし、成功例、失敗例も共有できる仕組みを作り、施策に反映。 ○林政の制度・施策を県民が検証する機会をつくる。 事業の設計、施策の内容等から無駄を省くために、第三者機関による検証を行う。	○施策の評価については、①木の国・山の国県民会議などによる県民意見を反映した基本計画を策定(PLAN:計画)、②木の国・山の国推進本部により基本計画に基づく施策の推進(DO:実行)、③④事業の実施状況を公表と木の国・山の国県民会議による評価、基本計画の見直し(CH ECK:評価、ACTION:改善)を行っていきます。
	○森林づくり1000人委員会の意見等を参酌し、まとめられたご努力に敬意を込めて賛同する。未来に向けて、森林づくりの基本方向を決められることは、時期を得たことと考える。なお、県民会議の構成について明示されたい。 ○行政と県民・業界との定期的な意見交換の場を設定し、急を要する協議事項に対しては、随時意見交換の場をつくる。	○県民の皆さんと意見交換を実施し施策に反映させるため、木の国・山の国県民会議を設置します。この会議は、学識経験者や一般公募者など様々な分野からの20名以内の委員により組織されます。なお、専門的な事項を調査及び検討する専門部会と、各地域の方々からの意見をお聴きする木の国・山の国1000人委員会を設置し、より多くの皆様の意見を反映させていきます。
	○「鼻炎削減樹種の植林と周知」を入れると林業者以外の賛同を得やすいか。 ○花粉症対策や森林保全には山の地主、県内外の企業や団体、ゴルフ場主に積極的に取り組んで欲しい →その為に次の提案をする ①環境マークを公募で作成し、環境貢献している団体にそのマークを与える。 ②優良な団体については県及び市町村の封筒にコマーススペースを設けて紹介する ③県は大企業、市町村は中小企業の協力を得て中小企業の紹介を行う。県知事賞などの創設。 ④環境無視をしている団体には増税する。 ○森林所有者は、下流域の住民による、山の調査・監視・報告の義務を負うこととしてはどうか	○花粉症対策については、その原因について様々な学説があり、未だ研究段階ですが、県民生活にとって深刻な問題でもあることから、試験研究機関とも連携を図りながら検討していきます。 ○ご提案につきましては、今後、他部局とも調整しながら、具体的施策を実施する中で参考とさせていただきます。
その他	○森林づくり基本条例(案)としては、大いに結構。森林づくりの資金は、県・市町村の補助金の他に、法人個人からの寄付金とする。そのため、法的に「損金処理・所得控除等」の措置をする。	○森林所有者に森林の適正な管理を促すために、有効な方法の一つであると考えられ、今後、事業を実施するうえで参考にしていきます。
	○山中の道路には透水性の高いアスファルト素材を使用して欲しい 観光地の砂防ダムは自然にとけこむものにして欲しい	○ご提案いただいたご意見については、森林と周辺の景観や自然環境を守る上で重要であることから、関係機関とも連携しながら今後の具体的施策の中で検討していきます。
	○非常災害時の山林伐採や土地利用に関する項目を盛り込む 森林災害予防連絡網の充実を図り、県民からの情報に迅速な対応を図る。	○ご提案いただいたご意見については、森林法などの現行制度に規定されているもの、既に一部検討又は実施中のもありますが、災害の未然予防を図る上で非常に重要なものであり、関係機関とも連携の上、より一層の災害の未然防止が図られるよう今後の具体的施策の中で検討します。
	○災害に強い森林づくり…森林火災防止のため、入山時に規制が必要	○森林火災の防止等のため、3月1日～4月30日までを山火事防止運動期間として、広く県民に呼びかけるほか、入山者にマナーを呼びかける看板設置などを行っています。また、入山規制については、環境保全の観点から一部市町村で規制区域を限定して実施しており、今後も市町村と連携して森林火災防止に取り組んでいきます。
	○県民から評価の高い職員がさらに向上し、低い職員の質的向上を期待するため、県職員を名指しで評価できる仕組みをつくる。	○県職員は、全体の奉仕者として、常に県民の皆さんに信頼されるよう責任ある行動をとる必要があります。これに反する行為や行動があった場合はその都度適正に対処していきます。
	○県発注事業の透明性を徹底する。	○県事業の発注に当たっては、公平性、透明性の確保に努めており、今後も適正な事業執行を実施していきます。
	○他業種との連携を拡大し、行政・業界の発想の転換を図る。	○環境に配慮しつつ、森林資源の有効利用を図り、効果的な森林づくりを進めるためには、従来の森林・林業にはない新たな発想も必要であることから、大学や民間企業も含め他業種との連携を図っていきます。
	○行政も業界も、新しい提案に対して「できない理由」ではなく、「どうすればできるのか」を考え、常に改善と向上をめざす。	○岐阜県森林づくり基本条例は、条例案の作成段階から広く県民の皆さんのご意見、ご提案の反映に努めており、今後、基本計画の策定にあたっては、多くの県民の皆さんのご意見をお聴きしながら、より具体的で実効性の高いものにしていきたいと考えています。

岐阜県森林づくり基本条例(案)に対するご意見の要旨及び意見に対する県の考え方及び対応

ご意見		県の考え方及び対応
項目	内容	
その他	<p>○植樹祭会場付近では周辺道路などの整備が進む一方、周りの山には手入れ不足の人工林が目立つので、こちらにも目を向けて欲しい。 植樹祭という大きなイベントが地元の林業にとってあまり役立っていない。萩原町の森林組合では仕事(収入)が減ったため辞めていく人もいる。会場の山の整備をボランティアでやることは、住民参加の意義はあるが、林業関係者の仕事になっていない。山仕事はボランティアだけではできない。仕事がないからという理由で担い手が辞めてしまう現状はまずい。</p>	<p>○第57回全国植樹祭では、森林づくり基本条例で示す基本的施策を県民の方々へ発信し、森林・林業の将来について、そして一人ひとりがなができるのか考えていただく場として開催するものです。植樹祭の開催で直接的に現れる効果は少ないかもしれませんが、これを契機とした林業・木材産業の振興等の森林・林業施策の推進をより一層強化し、条例が目指す持続可能が森林づくりの実現に向けて努力してまいりたいと考えています。</p>
	<p>○近年の原木価格低下により、助成金に頼りしかない現状のなかで、補助金削減が大きな痛手。又、補助金を受け取る条件も細かく複雑なため、もっと大枠で単純な助成対応を求める。</p>	<p>○財政事情が厳しい中、関係者の皆様のご協力をいただきながら、森林・林業関係予算の確保に努めているところです。一方で県民の皆さんから頂いた大切な税金を適正かつ効果的に執行するためには、事業の計画性や実行性の確保が必要であり、そのための手続きや書類の提出にはご理解ください。</p>
	<p>○県庁内の組織改革に取り組んでいるが、未だに地元の森林組合頼りしか複雑な手続きや県の施策が聞こえてこない。山林家が県に直接オールラウンドに聞ける経営相談室(問い合わせ窓口)があると助かる。</p>	<p>○わかり難かった県の森林・林業関係の組織をH17年10月に県庁では林政部に、現地機関についても、H18年4月から農林事務所に一元化した体制とします。 ○また、林業経営者の方々の相談窓口としては、農林事務所に専任の林業普及指導員を配置し、美濃市の岐阜県立森林文化アカデミー内に常駐する林業技術支援担当と一体となって森林・林業に関する専門的な相談に対応していきます。</p>
	<p>○公園や道路に花や木を増やして欲しい。</p>	<p>○県では、公園などに植える苗木の無料配布や助成などを行っており、県民の皆様へ緑化意識を高めていただくため、「花の都ぎふ」運動を展開していきます。</p>
	<p>○条例の関係団体への連絡先をまとめたものや、活動する際のマニュアルが手に入ると良い。</p>	<p>○条例案では、県民協働を理念の柱に掲げており、県民の皆さんへの情報の提供、発信を積極的に行っていくこととしています。</p>
県民税について	<p>○一般県民にも課税する森林環境税の導入には反対。課税を考える前に無駄な仕事(財源)をカットすべき。 ○条例を早期に成立させるとともに、財源としての「ぎふ森づくり県民税(仮称)」を早期に導入して欲しい。県民参加はもとより、「国民参加の森林づくり」が必要。 ○(森林環境税について)高齢の為に山の手入れが出来ない人のための税金なら良いと考える。使い道については調査員をたてて調査すべき。 ○税については、一般県民の納得のいくように。 ○森林環境税の導入実現を期待する。 ○今の木材価格では大量の需要があっても伐採後の植林・保育など不可能で、山は荒れ、災害が多発化して、社会問題となる。そこで長伐期として、材積量増やし 良材目的として行くとよい。国産材の需要は今少し少ないが将来は外材の減少で大きな期待もてる。生産者と消費者また業界の積極的な提案で、安定した発展してほしい。 以上の事を計画するには、条例設定と県民環境税(一世帯当たり500円ぐらい、5年間ぐらい)を導入したらよい。 ○森林環境税について…他の森林県の状況を参考に、積極的に実現に向かって努力されたい ○新税導入の目的達成には1人600円程度では 税の目的、運用方法根拠をはっきりPRする ○持続可能な森林づくりの実現のため、下流域の住民も森林税に協賛すべき。</p>	<p>○ぎふ森づくり県民税(仮称)の導入については、県民意見を把握するため県民アンケートを実施しましたが、現時点において県民の大多数の理解が得られているとはいきれないため、条例に基づき設置する「木の国・山の国県民会議」などにより、広く県民の皆さんの意見をお聴きしながら導入の是非も含めて引き続き検討したいと考えております。</p>